平成２９年（フ）第８８号
福岡市東区名島１丁目20－１
破産者　光進エンジニアリング有限会社
１　決定年月日　平成29年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４９３号
福岡市博多区博多駅南３丁目11番５号
破産者　合資会社ＳＨＩＲＡＩ
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５３７号
栃木県宇都宮市富士見が丘３丁目25番６号
破産者　有限会社栃木アド・エージェンシー
１　決定年月日　平成29年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２９号
栃木県宇都宮市下川俣町206番地306、前住所栃木県小山市駅南町５丁目11番１号　レオパレス　ボンボネラ　モモ　201号室
破産者　高雄　貴久
１　決定年月日　平成29年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６５１号
埼玉県吉川市会野谷２丁目16番地
破産者　有限会社マイ・トランスポート
１　決定年月日　平成29年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
埼玉県春日部市大場1112番地５シャトルロイヤルⅠ－202
破産者　株式会社Ｍ．Ｄ．Ｎ
１　決定年月日　平成29年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
東京都千代田区飯田橋４丁目４番８号
破産者　株式会社Ｓ－ｐｒｏ
１　決定年月日　平成29年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６号
千葉県館山市北条1766番地の５
破産者　櫻井　利光
１　決定年月日　平成29年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第５０号
静岡県田方郡函南町仁田203番地の３セジュールＳ函南101号
破産者　リッチ・アセットインヴェストメント株式会社
１　決定年月日　平成29年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４３号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字野際51番地４
破産者　エーシーシー名晃有限会社
１　決定年月日　平成29年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１９４号
広島市西区打越町16番11号
破産者　太陽住設株式会社
１　決定年月日　平成29年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１１号
山口県美祢市美東町真名756番地の93
破産者　山口機器株式会社
１　決定年月日　平成29年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４９９号
神奈川県海老名市国分寺台１丁目10番16号
破産者　株式会社日本個別指導研究社
１　決定年月日　平成29年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５５号
横浜市磯子区杉田４丁目５番26号
破産者　株式会社城栄建設
１　決定年月日　平成29年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７１２号
横浜市都筑区仲町台１－３－７　ヤマヒョウＢ館401、商業登記簿上の本店所在地横浜市港北区新吉田町4465番地
破産者　株式会社ジャビス
１　決定年月日　平成29年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６号
三重県南牟婁郡紀宝町成川714番地１　和光荘５号
破産者　森岡　良江
１　決定年月日　平成29年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第１１号
三重県尾鷲市栄町８番３号
破産者　福西千惠子
１　決定年月日　平成29年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第６２号
鹿児島県霧島市隼人町東郷993番地12－２Ｆ
破産者　有限会社明世
１　決定年月日　平成29年７月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第３号
山口県長門市仙崎1416番の１地
破産者　株式会社藤辰商店
１　決定年月日　平成29年６月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第２１２号
栃木県宇都宮市逆面町761番地、前住所栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅17号棟406号室
破産者　永井　　豪
１　決定年月日　平成29年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０７号
愛知県一宮市昭和２丁目３番11号
破産者　株式会社ブルーオーシャン・パートナーズ
１　決定年月日　平成29年６月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部